

目次

第103回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	14
第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件	19
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	28
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	29
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度改定の件	30
第103期事業報告	33
計算書類	62
連結計算書類	65
監査報告書	67
株主総会会場ご案内図	



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/8336/>



第103回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日(木曜日) 午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
武蔵野銀行本店4階大会議室

書面(郵送)又はインターネット等による 議決権行使の期限

2026年6月24日(水曜日) 午後5時

株主総会へご出席の株主さまへのお土産を取り
やめさせていただいております。何卒ご理解賜りま
すようお願い申し上げます。

More For You
もっと、街・暮らし・笑顔のために

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、日頃より当行をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

私ども武蔵野銀行は、創業以来変わらぬ「地域共存」「顧客尊重」の企業理念のもと、地域社会の信頼にお応えできるよう、日々の業務に真摯に取り組んでおります。

本年4月より新たな中期経営計画「MCP 2/3」をスタートし、全てのステークホルダーの皆さまと埼玉県の持続可能な未来の実現と、企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

企業理念

地域共存

豊かな地域社会の実現に寄与し、地域とともに発展します。

顧客尊重

変化を先取りした果敢な経営を展開し、
組織を挙げて最良のサービスを提供します。

長期ビジョン

MCP (Musashino mirai-Creation Plan)

～多彩な価値を結集し、地域No.1の
ソリューションで埼玉の未来を切り拓く～

全てのステークホルダーの皆さまとともに、
埼玉の豊かな未来を共創してまいります。

取締役頭取 長堀和正



株主各位

証券コード 8336

2026年6月4日

(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8

株式会社 武蔵野銀行

取締役頭取 長堀 和正

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当行ウェブサイト】 <https://www.musashinobank.co.jp/irinfo/stock/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp//8336/teiiji/>

また、電子提供措置事項は、当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「武蔵野銀行」又は「コード」に当行証券コード「8336」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8 武蔵野銀行本店4階大会議室 ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただきご来場ください。
3. 目的事項	報告事項 (1) 第103期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件 (2) 第103期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度改定の件
4. 議 決 権 行 使 に つ い て	(1) インターネット等による議決権行使の場合 当行指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認ください。 (2) 書面（郵送）による議決権行使の場合 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。 なお、書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いさせていただきます。 (3) 重複行使の取扱い 議決権行使書用紙とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

<電子提供措置事項について>

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」を除いております。
従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載している事業報告、計算書類及び連結計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

<事後動画配信について>

- ◎ 株主総会当日の様子の一部につきましては、後日当行ウェブサイト動画配信する予定です。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時まで



書面（郵送）で 議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

スマートフォンをご利用の株主さま

スマートフォンでの議決権行使は、QRコードを利用することで「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

機関投資家の皆さまへ

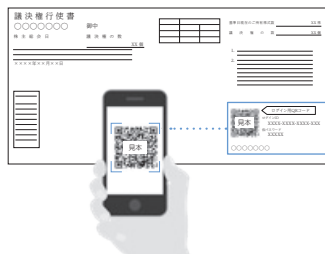
議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

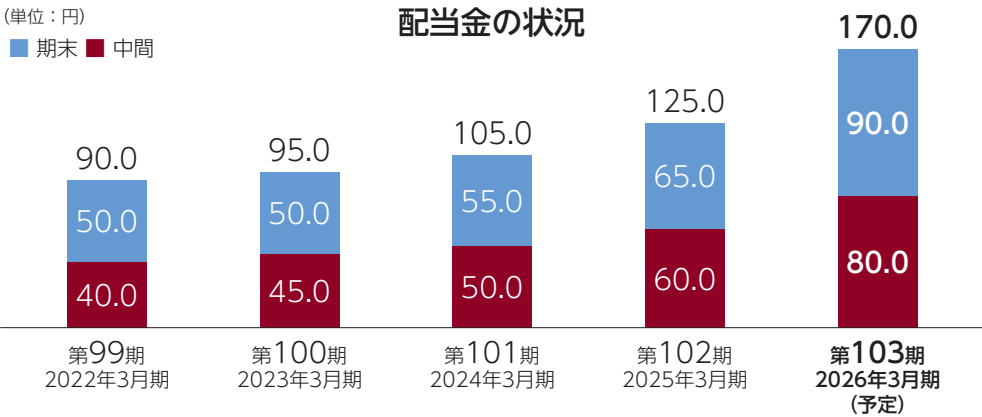
当行は、利益配分につきましては、地域金融機関として持続的な利益の成長を実現し、財務体質の維持・向上を図りつつ、累進的な配当を行うことを基本方針としております。

配当性向は、親会社株主に帰属する当期純利益の40%程度を目標といたします。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当行普通株式 1 株につき金 90円 総額 2,975,378,040円 (注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1 株につき170円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年 6月26日



※当行は2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますが、「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当行は、監査・監督機能の強化、経営の透明性向上、及び意思決定の迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものです。

(2) 機動的な資本政策への対応

当行は、投資家の皆さまの期待に対し、機動的に応えていくため、会社法第459条第1項の定めに基づき剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことが可能となるように規定の変更を行うものです。なお、会社法第460条第1項（株主の権利の制限）に基づく定款の定めは設けないことから、今後の剰余金の配当等を株主総会決議によって行うことを排除するものではありません。

(3) その他

上記の各変更に伴い、字句の修正や条数の整備等、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条～第13条 (条文省略) 第3章 株主総会 第14条～第18条 (条文省略) (議事録) 第19条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長及び出席した各取締役がこれに記名押印して当銀行に保存する。 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第20条 当銀行の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (新設)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u> 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条～第13条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第14条～第18条 (現行どおり) (議事録) 第19条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、当銀行に保存する。 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第20条 当銀行の取締役は、<u>14</u>名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u>

現行定款	変更案
(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 増員として選任された取締役又は任期満了前に退任した取締役の補充として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとする。</u> (新設) (新設)	(取締役の選任) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第22条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する。ただし、業務の都合等により取締役会長、取締役副頭取、専務取締役又は常務取締役はこれを置かないことができる。	(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)<u>の中から</u>取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する。ただし、業務の都合等により取締役会長、取締役副頭取、専務取締役又は常務取締役はこれを置かないことができる。
(代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、各自当銀行を代表する。	(代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u><u>の中から</u>代表取締役を選定する。代表取締役は、各自当銀行を代表する。

現行定款	変更案
<u>2 取締役頭取、取締役副頭取及び専務取締役は、いずれも代表取締役をもってこれに当てる。</u> (取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。 第26条～第27条 (条文省略) (取締役会の招集) 第28条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長が置かれないとき又は取締役会長が不在若しくは事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u> 2 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役会は、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。 (取締役会の決議等) 第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。 2 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (新設)	(削除) (取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。 第26条～第27条 (現行どおり) (取締役会の招集等) 第28条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会長(取締役会長が置かれないとき又は取締役会長に事故あるときは、取締役頭取)がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長及び取締役頭取ともに事故あるときなど、これによれないときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u> 2 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。 (取締役会の決議等) 第29条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。</u> 2 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (重要な業務執行の決定の委任) 第30条 <u>当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>

現行定款	変更案
(取締役会の議事録) 第30条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した各取締役及び各監査役がこれに記名押印して当銀行に保存する。 (取締役会規程) 第31条 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役の責任限定契約) 第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第33条 当銀行の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補充として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(取締役会の議事録) 第31条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、当銀行に保存する。 (取締役会規程) 第32条 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役の責任限定契約) 第33条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
(常勤監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役会の招集) 第38条 監査役が監査役会を招集する場合、その通知は、会日の7日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。 (監査役会の決議) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある事項のほかは、監査役の過半数をもってこれを行う。 (監査役会の議事録) 第40条 監査役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した各監査役がこれに記名押印して当銀行に保存する。 (監査役会規程) 第41条 監査役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(常勤監査等委員) 第34条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 (削除) (監査等委員会の招集) 第35条 監査等委員が監査等委員会を招集する場合、その通知は、会日の7日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。 (監査等委員会の決議) 第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある事項のほかは、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもってこれを行う。 (監査等委員会の議事録) 第37条 監査等委員会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、当銀行に保存する。 (監査等委員会規程) 第38条 監査等委員会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
(監査役の責任限定契約) 第42条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
第6章 計 算 (事業年度) 第43条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。	第6章 計 算 (事業年度) 第39条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(剰余金の配当) 第44条 (新設) 当銀行の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは信託受託者、登録株式質権者に<u>支払うものとする。</u> (新設)	(剰余金の配当等) 第40条 当銀行は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 <u>2 当銀行は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは信託受託者、登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)をすることができる。</u> <u>3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(中間配当) 第45条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは信託受託者、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)をすることができる。	(削除)
(除斥期間) 第46条 剰余金の配当及び中間配当は、その支払提供の日から5年を経過したときは、当銀行はその支払いの義務を免れるものとする。	(除斥期間) 第41条 配当金は、その支払提供の日から5年を経過したときは、当銀行はその支払いの義務を免れるものとする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決された場合、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	ジェンダー (性別)	現在の当行における 地位	取締役会への 出席状況
1	なが ほり かず まさ 長 堀 和 正 再任	男性	取締役頭取（代表取締役）	14回/14回 (100%)
2	しら い とし ゆき 白 井 利 幸 再任	男性	取締役副頭取（代表取締役）	14回/14回 (100%)
3	たき ざわ きよし 滝 沢 潔 再任	男性	常務取締役	14回/14回 (100%)
4	くさ お かず ひで 草 生 一 英 新任	男性	常務執行役員	—
5	もり た たい えい 森 田 太 栄 新任	男性	執行役員	—
6	いそ なか かつ や 磯 中 克 哉 新任	男性	執行役員	—



候補者
番号

1

なが ほり かず まさ
長 堀 和 正

再任

生年月日：1961年3月30日

取締役会の出席状況：14回／14回（100%）

所有する当行株式の数：33,000株（2026年4月1日時点）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2011年7月	当行執行役員総合企画部長
2006年4月	当行戸田西支店長	2014年6月	当行常務取締役
2008年6月	当行越谷支店長	2017年6月	当行専務取締役
2010年6月	当行総合企画部長	2019年6月	当行取締役頭取（現任）

取締役候補者とした理由

戸田西支店長、越谷支店長、執行役員総合企画部長等を歴任したほか、2014年6月より常務取締役に就任し、2017年6月より専務取締役に務め、2019年6月当行取締役頭取に就任、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者
番号

2

しら い とし ゆき
白 井 利 幸

再任

生年月日：1962年1月2日

取締役会の出席状況：14回／14回（100%）

所有する当行株式の数：10,533株（2026年4月1日時点）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2014年4月	当行執行役員人事部長
2007年4月	当行伊奈支店長	2015年6月	当行常務取締役
2009年6月	当行志木支店長	2020年6月	当行専務取締役
2011年6月	当行営業企画部長	2025年6月	当行取締役副頭取（現任）
2013年7月	当行執行役員営業企画部長	【担当】	リスク統括部、人事部

取締役候補者とした理由

伊奈支店長、志木支店長、執行役員営業企画部長、執行役員人事部長等を歴任したほか、2015年6月より常務取締役に就任し、2020年6月より専務取締役に務め、2025年6月当行取締役副頭取に就任、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者
番号

3

た き ざ わ
滝 沢

き よ し
潔

再 任

生年月日：1969年2月11日

取締役会の出席状況：14回／14回（100%）

所有する当行株式の数：7,470株（2026年4月1日時点）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月	当行入行	2024年4月	当行執行役員
2017年4月	当行岩槻支店長	2024年6月	当行常務取締役
2021年4月	当行北浦和支店長	2026年2月	当行常務取締役（営業本部長委嘱）（現任）
2022年6月	当行執行役員北浦和支店長	【担当】	営業推進部、法人コンサルティング部、
2022年10月	当行執行役員営業統括部長		個人コンサルティング部

取締役候補者とした理由

岩槻支店長、執行役員北浦和支店長、執行役員営業統括部長を歴任したほか、2024年6月より常務取締役に就任、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として、引き続き経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者
番号

4

く さ お か ず ひ で
草 生 一 英

新 任

生年月日：1969年11月7日

取締役会の出席状況：—

所有する当行株式の数：2,700株（2026年4月1日時点）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月	当行入行	2023年6月	当行執行役員兼むさしの未来パートナーズ株式会社社長
2016年10月	当行白鷺支店長	2025年6月	当行常務執行役員（現任）
2018年6月	当行鴻巣支店長	【担当】	総務部、地域サポート部
2021年4月	当行総合企画部副部長兼経営政策室長		
2022年7月	むさしの未来パートナーズ株式会社社長		

取締役候補者とした理由

白鷺支店長、鴻巣支店長、総合企画部副部長、むさしの未来パートナーズ株式会社社長を歴任したほか、2025年6月より常務執行役員を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役として経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者
番号

5

もり た たい えい
森 田 太 栄

新任

生年月日：1972年1月2日

取締役会の出席状況：—

所有する当行株式の数：6,834株（2026年4月1日時点）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 当行入行
2020年4月 当行坂戸支店長
2022年6月 当行所沢支店長兼所沢駅前支店長
2024年4月 当行事務統括部長

2024年6月 当行執行役員事務統括部長
2026年4月 当行執行役員（現任）
【担当】 デジタル推進部、事務統括部

取締役候補者とした理由

坂戸支店長、所沢支店長兼所沢駅前支店長、事務統括部長を歴任したほか、2024年6月より執行役員事務統括部長を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役役として経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者
番号

6

い な か や
磯 中 克 哉

新任

生年月日：1973年3月27日

取締役会の出席状況：—

所有する当行株式の数：3,336株（2026年4月1日時点）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 当行入行
2020年4月 当行大井支店長
2022年6月 当行大宮支店長兼天沼支店長
2024年4月 当行総合企画部長

2024年6月 当行執行役員総合企画部長
2026年4月 当行執行役員（現任）
【担当】 総合企画部、事務集中部

取締役候補者とした理由

大井支店長、大宮支店長兼天沼支店長、総合企画部長を歴任したほか、2024年6月より執行役員総合企画部長を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役役として経営に貢献することができるものと判断し、取締役候補者となりました。

(注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約について

当行は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決された場合、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	ジェンダー(性別)	現在の当行における地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	くろ さわ すすむ 黒 澤 進 新任	男性	常勤監査役	14回/14回 (100%)	13回/13回 (100%)
2	みつ おか りゅう いち 満 岡 隆 一 新任 社外 独立	男性	社外取締役	14回/14回 (100%)	—
3	さな だ ゆき みつ 真 田 幸 光 新任 社外 独立	男性	社外取締役	14回/14回 (100%)	—
4	こ ばやし あや こ 小 林 彩 子 新任 社外 独立	女性	社外取締役	14回/14回 (100%)	—
5	よし だ は や と 吉 田 波也人 新任 社外 独立	男性	社外監査役	14回/14回 (100%)	13回/13回 (100%)
6	なか の あきら 中 野 晃 新任 社外 独立	男性	社外監査役	14回/14回 (100%)	13回/13回 (100%)

(注) 候補者番号4 小林 彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋 彩子であります。

候補者
番号

1

くろ
さわ
黒澤すすむ
進

新任

生年月日：1961年4月11日

取締役会の出席状況：14回／14回（100%）

監査役会の出席状況：13回／13回（100%）

所有する当行株式の数：28,398株（2026年4月1日時点）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2014年6月	当行総合企画部長兼経営政策室長
2006年4月	当行三郷支店長	2015年7月	当行執行役員総合企画部長
2011年10月	当行市場金融部長	2017年6月	当行常務取締役
2012年6月	当行リスク統括部長	2022年6月	当行常勤監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

三郷支店長、市場金融部長、リスク統括部長、執行役員総合企画部長等を歴任したほか、2017年6月より常務取締役を務めるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務全般に精通しており、公正な経営の監督を適切に遂行することができると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

みつ
おか
りゅう
いち
満岡隆一

新任

社外

独立

生年月日：1958年10月30日

取締役会の出席状況：14回／14回（100%）

監査役会の出席状況：—

所有する当行株式の数：6,000株（2026年4月1日時点）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	ゼーゼル機器株式会社 （現・ボッシュ株式会社）入社	2013年7月	株式会社フジアイタック代表取締役社長退任 株式会社FAニイガタ代表取締役社長退任
2011年7月	ボッシュ株式会社専務取締役	2016年4月	ボッシュ株式会社取締役専務執行役員
2011年11月	株式会社フジアイタック代表取締役社長（兼任） 株式会社FAニイガタ代表取締役社長（兼任）	2018年12月	同社取締役専務執行役員退任
		2019年6月	当行社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ボッシュ株式会社専務取締役、株式会社フジアイタック代表取締役社長、株式会社FAニイガタ代表取締役社長等を歴任されたほか、2019年6月より当行社外取締役を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に活かし、特に生産性の向上等についての助言や取締役の職務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待し監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。



候補者
番号

3

さ な だ ゆ き み つ
真 田 幸 光

新任

社外

独立

生年月日：1957年9月23日

取締役会の出席状況：14回／14回（100%）

監査役会の出席状況：—

所有する当行株式の数：一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社東京銀行（現・三菱UFJ銀行）入行	2021年6月	当行社外取締役（現任）
1984年8月	韓国延世大学留学	2024年10月	嘉悦大学副学長・教授
1997年12月	ドレスナー銀行東京支店企業融資部長	2024年10月	愛知淑徳大学名誉教授（現任）
2002年4月	愛知淑徳大学コミュニケーション学部教授	2025年6月	カヤバ株式会社社外取締役（現任）
2004年4月	愛知淑徳大学ビジネス学部教授	2026年4月	嘉悦大学学長・教授（現任）
2014年6月	多摩信用金庫員外監事（現任）		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、海外留学経験やドレスナー銀行東京支店企業融資部長等、豊富な業務経験に加え、現在は国際金融を研究分野とする大学教授を務めております。当行経営全般について専門的かつ幅広い知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本總會終結の時をもって5年となります。

候補者
番号

4

小林 彩子

新任

社外

独立

生年月日：1975年10月14日

取締役会の出席状況：14回／14回（100%）

監査役会の出席状況：—

所有する当行株式の数：3,300株（2026年4月1日時点）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月	弁護士登録	2020年4月	司法研修所民事弁護教官
2009年1月	弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー （現任）	2021年6月	当行社外取締役（現任）
2013年9月	慶應義塾大学法科大学院非常勤講師	2023年4月	慶應義塾大学法科大学院教授（現任）
2019年6月	株式会社キッツ社外監査役	2024年3月	株式会社キッツ社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としてファイナンス、企業法務、コンプライアンス等広範な専門知識を有し、幅広い分野で活躍されております。当行の経営全般に対して経営陣から独立した客観的立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し監査等委員である社外取締役候補者としてしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。



候補者
番号

5

よし だ は や と
吉 田 波也人

新任

社外

独立

生年月日：1960年3月12日

取締役会の出席状況：14回／14回（100％）

監査役会の出席状況：13回／13回（100％）

所有する当行株式の数：一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	日産自動車株式会社入社	2007年8月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1988年10月	中央新光監査法人（後のみずず監査法人）入所	2007年8月	同監査法人パートナー就任
1992年3月	公認会計士登録	2021年6月	同監査法人退職
1993年4月	ドイツ・クーパーズアンドライブランド 公認会計士事務所へ海外外向	2021年7月	吉田波也人公認会計士事務所開設、 代表就任（現任）
2000年8月	同監査法人社員就任	2022年6月	当行社外監査役（現任）
2006年9月	同監査法人代表社員就任	2022年6月	日本曹達株式会社社外取締役（監査等委員） （現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として長年にわたり会計監査、内部統制構築支援等の業務に従事し、企業会計、監査、内部統制の分野において豊富な知識と経験を有していること、また、監査法人パートナーとしての経営に対する高い見識や豊富な国際経験から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号

6

なか
の
野

あきら

晃

新任

社外

独立

生年月日：1955年4月22日

取締役会の出席状況：14回／14回（100%）

監査役会の出席状況：13回／13回（100%）

所有する当行株式の数：一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	埼玉県庁入庁	2019年5月	埼玉県信用保証協会会長
2013年4月	埼玉県企画財政部長	2022年6月	一般財団法人さいたま住宅検査センター 監事（現任）
2015年4月	埼玉県公営企業管理者	2022年9月	公立大学法人埼玉県立大学監事（現任）
2017年4月	埼玉県信用保証協会常勤理事	2023年6月	当行社外監査役（現任）
2017年5月	埼玉県信用保証協会専務理事		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、埼玉県企画財政部長、埼玉県公営企業管理者、埼玉県信用保証協会会長等を歴任され、また、一般財団法人さいたま住宅検査センター監事や公立大学法人埼玉県立大学監事としての職務をととした豊富な経験や高い知見を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

- (注) 1. 満岡隆一、真田幸光、小林彩子の3氏は、これまで当行の社外取締役であります。また、吉田波也人、中野晃の2氏はこれまで当行の社外監査役であり、満岡隆一、真田幸光、小林彩子、吉田波也人、中野晃の5氏は新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、定款において社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外取締役に満岡隆一、真田幸光、小林彩子の3氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、吉田波也人、中野晃の2氏が選任された場合、社外監査役に任中にかかる責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当行は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が、監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 満岡隆一、真田幸光、小林彩子、吉田波也人、中野晃の5氏は社外取締役であり、満岡隆一、真田幸光、小林彩子の3氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、3氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、吉田波也人、中野晃の2氏につきましても、社外監査役に任中、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、2氏の選任が承認された場合には、同様に独立役員とする予定であります。

(ご参考)

当行の独立性判断基準

当行において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならないこととします。

1. 当行または当行の関連会社の業務執行者
2. 当行または当行の関連会社を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者
3. 当行または当行の関連会社の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者
4. 当行または当行の関連会社の主要株主、もしくは当行または当行の関連会社が主要株主の業務執行者
5. 当行または当行の関連会社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
6. 当行または当行の関連会社から多額の金銭その他の財産を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等の一員
7. 当行または当行の関連会社から多額の寄付、助成を受けている組織の業務執行者
8. 最近において上記1から前7までに該当していた者
9. 上記1から前7までに掲げる者（使用人を除く）の近親者
10. 上記1から9に該当しても、当該人物の人格、識見等から問題ないとする場合は独立役員といえることができる

※「業務執行者」＝業務執行取締役のみならず使用人まで。監査役は含まない

「主要な取引先」＝支払額または受取額が、総売上高の2%以上

「主要株主」＝総議決権の10%以上の株式を保有する者

「多額の金銭」＝年間1,000万円以上

「最近」＝実質的に現在と同視できる場合。例：株主総会の議案の内容が決定された時点は現在とする。1年以上前は「最近」には該当しない

「近親者」＝2親等以内の親族

(ご参考)

取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）

第3号議案および第4号議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏 名	地 位	ジェンダー	経営 戦略	地域 営業	市場・ 国際	IT・ デジタル (DX)	財務・ 会計	リスク 管理	法務・ コンプライ アンス	サステナ ビリティ	人的 資本
長 堀 和 正	取締役頭取	男性	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白 井 利 幸	取締役 副頭取	男性	○	○		○		○	○	○	○
滝 沢 潔	常務取締役	男性	○	○		○		○			
草 生 一 英	常務取締役	男性	○	○				○	○	○	○
森 田 太 栄	常務取締役	男性	○	○		○		○	○	○	
磯 中 克 哉	常務取締役	男性	○	○		○	○	○		○	
黒 澤 進	取締役 監査等委員	男性	○	○	○	○	○	○	○	○	
満 岡 隆 一	社外取締役 監査等委員	男性	○		○	○		○		○	○
真 田 幸 光	社外取締役 監査等委員	男性	○	○	○		○	○		○	○
小 林 彩 子	社外取締役 監査等委員	女性	○			○		○	○		○
吉 田 波也人	社外取締役 監査等委員	男性	○		○		○	○			○
中 野 晃	社外取締役 監査等委員	男性	○	○				○		○	○

(注) 上記一覧表は各取締役が有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

〈スキルの選定理由〉

当行では、「地域共存」・「顧客尊重」という経営理念のもと、長期ビジョン「MCP『多彩な価値を結集し、地域No.1のソリューションで埼玉の未来を切り拓く』」の実現に向け、マテリアリティを起点とする新中期経営計画「MCP 2/3」を策定しており、取締役会が備えるべきスキルとして、「MCP 2/3」の基本戦略を遂行するため9項目のスキルを選定しております。

スキル	スキルの選定理由
経営戦略	長期ビジョンや中計の実現に向けては、経営や組織運営に関する豊富な知見が必要となるため選定しました。
地域営業	地域社会やお客さまの持続的な成長・発展を支援するためには、営業現場・営業企画に関する豊富な知見が必要となるため選定しました。
市場・国際	企業価値向上に向けた持続的な成長を続けるためには、市場運用や国際業務に関する豊富な知見が必要となるため選定しました。
IT・デジタル (DX)	お客さまのDX支援や行内のDXによる業務効率化に向けては、IT・DXに関する豊富な知見が必要となるため選定しました。
財務・会計	財務状況の正確な把握と透明な開示を通じて、企業価値向上に向けた健全な経営判断を行っていくためには、財務・会計に関する豊富な知見が必要となるため選定しました。
リスク管理	企業価値向上に向けた適切なリスクテイクを行うためには、各種リスクに関する豊富な知見が必要となるため選定しました。
法務・コンプライアンス	コンプライアンスは企業価値及び企業統治の根底にあるものと捉え、健全な組織文化の醸成と経営の透明性の確保に向けては、法務に関する豊富な知見が必要となるため選定しました。
サステナビリティ	「サステナブルな地域社会の実現」及び「企業価値の持続的向上」に向けては、サステナビリティに関する豊富な知見が必要となるため選定しました。
人的資本	多彩な人財が活躍できる組織文化を醸成するためには、人的資本経営に関する豊富な知見が必要となるため選定しました。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、2011年6月29日開催の第88回定時株主総会において、年額350百万円以内とし、株主の皆さまにご承認をいただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額として、当行の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の員数及び今後の支給水準等を総合的に考慮して、年額350百万円以内とさせていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案につきましては、委員の過半数を独立社外取締役とする経営諮問委員会の審議を経ていることから、当該報酬の内容は相当であると判断しております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の員数、経済環境、市場動向及び他社水準等を考慮して、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案につきましては、委員の過半数を独立社外取締役とする経営諮問委員会の審議を経ていることから、当該報酬の内容は相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役は5名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度改定の特

1. 変更の理由及び当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（社外取締役及び海外居住者を除く。）を対象とし、2016年6月28日開催の第93回定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただき導入いたしました、業績目標の達成度等に応じて当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度の内容を一部改定させていただきます。

本議案は、主として監査等委員会設置会社への移行に伴う対象者の変更であります。新たな中期経営計画の開始と同時に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、対象者に対する当行株式の交付の時期を改定するものです。

(1) 対象者について

監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度の対象者について、従来、取締役（社外取締役及び海外居住者を除く。）としていたものを取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び海外居住者を除く。）へ改定するものです。

(2) 取締役に対する当行株式の交付の時期について

現行制度では、受益者要件を充足した取締役は、原則として毎事業年度終了後に、役位及び業績目標の達成度に応じて付与されるポイントが累積され、当該ポイントに基づき算出された株式及び金銭が取締役退任時に交付されることとしておりましたが、受益者要件を充足した取締役は、原則として毎事業年度終了後に、役位及び業績結果に基づき算出されるポイントに相当する数に応じた当行株式の交付を受けるものとし、交付された株式には、取締役のいずれの地位を退任するまで譲渡制限を付すことといたします。譲渡制限の対象とする当行株式は、譲渡制限期間中、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、取締役が予め証券会社に開設した専用口座で管理される予定です。

譲渡制限期間中に取締役としての職務・社内規定の重大な違反や、会社の意思に反した自己都合退任等の一定の非違行為等があった場合には、当該取締役が交付された当行株式について、譲渡制限を解除せず、当行が無償で取得できるものとします。

信託期間中に取締役が退任した場合は、その時点において計算した数の当行株式の交付を受けるものとします。

上記を除き、2016年6月28日開催の第93回定時株主総会において決議した本制度の内容を維持いたします。なお、改定前の本制度に基づき取締役に既に付与されたポイント（すなわち取締役の退任後に当該ポイントに相当する当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を予定しているポイント）については、改定前の本制度内容に基づき、取締役の退任時に当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を受けるものとし、その他も変更ございません。

本議案につきましては、委員の過半数を独立社外取締役とする経営諮問委員会の審議を経ていることから、当該報酬の内容は相当であると判断しております。

本制度の対象となる取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

3. 本制度の概要（改定後）

本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役に当行株式の交付を行う株式報酬制度です。

①本議案の対象となる当行株式の交付の対象者	・ 当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び海外居住者を除く。）
②当行が拠出する金員の上限	・ 3事業年度を対象として、合計300百万円
③取締役が取得する当行株式の数の上限及び当行株式の取得方法	・ 取締役に付与されるポイントの数の上限は1年あたり17,000ポイント ・ 1ポイント＝当行普通株式3株とし、本信託内の当行株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当行株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数を調整 ・ 上記の1事業年度あたりのポイント数に相当する株式数（51,000株）の当行発行済株式の総数（2026年3月31日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約0.05%（当該割合は2026年4月1日を効力発生日とする、当行株式1株を3株とする株式分割を反映して算出） ・ 当行株式は、株式市場または当行（自己株式処分）から取得予定
④取締役が取得する当行株式の数の算定方法	・ 中期経営計画に定める年度毎の目標値の達成度に応じて変動
⑤取締役に對する当行株式の交付の時期	・ 原則、毎事業年度終了後に信託から交付し、交付株式には、取締役のいずれの地位を退任するまで譲渡制限を設定 ・ ただし、譲渡制限期間中に取締役として一定の非違行為等があった場合には譲渡制限を解除せず当行が無償で取得

（注）1ポイントあたりの当行株式数については、2026年4月1日付の株式分割を反映しています。

以 上

第103期事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

○主要な事業内容

当行は、埼玉県を主要な営業基盤とし、預金業務及び貸出金業務を主体としつつ、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の販売業務、信託業務等を営み、地域金融機関として多様な金融商品・サービスを提供しております。

○金融経済環境

【国内経済】

2025年度の国内経済は、当初懸念されていた米国の関税政策に伴う先行き不透明感が徐々に払拭されていくなか、個人消費が賃上げによる所得環境改善から緩やかな回復を続けるとともに、生産性向上などに向けた企業の設備投資も増加するなど、「賃金と物価の好循環」への成長軌道がより鮮明となった1年となりました。

日経平均株価は、年度初めに35,624円で始まった後、堅調な企業業績や高市政権による積極財政への期待などから、2026年2月に史上最高値（59,332円）を更新しました。その後は、米国・イランの軍事衝突をはじめとした地政学的リスクの高まりから変動幅の大きな展開となり、年度末は51,063円となりました。

【県内経済】

埼玉県経済については、国内経済同様に所得環境改善に加え、雇用者数の拡大により、個人消費は緩やかに持ち直しました。

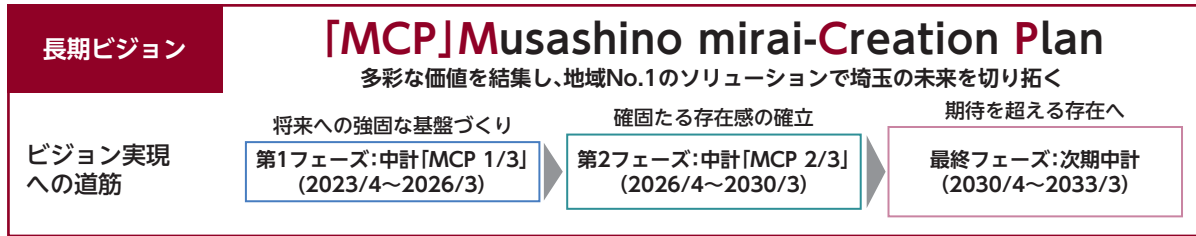
こうしたなか、製造業が先行き不透明感の払拭により回復へと転じたほか、建設・各種サービスなど非製造業の需要回復により、県内企業の業況感は着実に改善しました。

○事業の経過及び成果

当期は、2023年策定の長期ビジョン「MCP(Musashino mirai-Creation Plan)～多彩な価値を結集し、地域No.1のソリューションで埼玉の未来を切り拓く～」の実現に向けた第1フェーズの最終年度として、様々な施策を展開し、将来に向けた強固な基盤づくりが大きく進展しました。

【中期経営計画「MCP 1/3」】

(中期経営計画の概要)



中期経営計画	「MCP 1/3(ワンサード)」					
2つの主要テーマ	リアルとデジタルを融合し、 地域・お客さまと共に歩む			あらゆる価値を認め合い、 多彩な人材が躍動する		
目指す ビジネスモデル	デジタル・人的資本への投資を通じてサステナブルな経営基盤を構築するとともに、 サービスレベル向上・顧客接点の増強によって、お客さま満足の最大化を目指していく					
具体的戦略	営業推進態勢	法人戦略	個人戦略	地域活性化戦略	グループ戦略	チャネル戦略
	デジタル戦略	人材戦略	有価証券戦略	アライアンス戦略	サステナビリティ 戦略	経営管理態勢

(目標経営指標と実績)

経営指標	目標	2023年度	2024年度	2025年度	目標比
コア業務純益	200億円	163億円	173億円	247億円	+47億円
親会社株主に帰属する当期純利益	130億円	112億円	131億円	154億円	+24億円
ROE (連結)	4.5%以上	4.27%	4.85%	5.62%	+1.12%
コアOHR (連結)	65%以下	69.01%	68.60%	61.36%	-3.64%
自己資本比率 (連結)	11%以上	10.27%	13.27%	13.41%	+2.41%

【主要施策における取組み】

（法人のお客さまへの取組み）

対話を通じた深いお客さま理解に基づき、金融・非金融の両面から1社1社に寄り添った支援に努めております。

円滑な資金供給により設備投資など様々な需要に迅速にお応えするとともに、高度な専門性と多彩なサービスラインナップのもと、多様化する経営課題の解決に向け最適なコンサルティングを提供しております。

地域の再開発や観光需要に応える街づくり、暮らしに貢献する住環境・物流網構築などへの資金面での支援充実に向け、ストラクチャードファイナンス（特定の事業や資産が持つキャッシュフローに着目した貸出手法）の取組みを強化しております。2025年度には、本部専門スタッフの増強など推進体制を整えており、ファイナンス実績が着実に増加しております。

お客さまの生産性向上に向けては、IT・DXによる業務効率化をサポートしておりますほか、人材の強化・定着化につながる「むさしの人事制度コンサルティング」や従業員満足度（ES）の状況を測定する「むさしのES診断サービス」を提供し、支援実績が着実に拡大しております。

また、県内企業の多くが抱える事業承継課題の解消に向け、公的機関やM&A専門会社との連携を強化するとともに、全店に配置している「M&Aシニアエキスパート」資格保有者を中心に、1社1社の将来を見据えた最適なお支援を行っております。

創業・スタートアップ支援では、「むさしの地域創生推進ファンド」を活用した出資による資金調達支援に取組むとともに、埼玉県のエノベーション創出拠点「渋沢MIX」と連携し、起業家同士の交流や県内企業とのマッチング等を展開しております。

武蔵野銀行グループのコンサルティングメニュー

武蔵野銀行	
ストラクチャードファイナンス	M&A・事業承継
ビジネスマッチング	人材紹介
創業・新事業	各種コンサルティング



グループ各社	
リース	クレジットカード
ローン保証	シンクタンク
システム	ベンチャーキャピタル
地域商社（事業者向け商流支援プラットフォーム）	

（個人のお客さまへの取組み）

対面・非対面チャネルの充実によるお客さま接点強化と、資産の形成から承継・相続等に至る幅広いニーズにお応えするソリューションの提供に努めております。

埼玉県を中心とした100か店の店舗ネットワークを活かし、お客さまへのきめ細かな情報提供や相談を行う態勢を整えておりますほか、資産運用や相続に関する大規模セミナーや相談会を各店で積極的に開催しております。

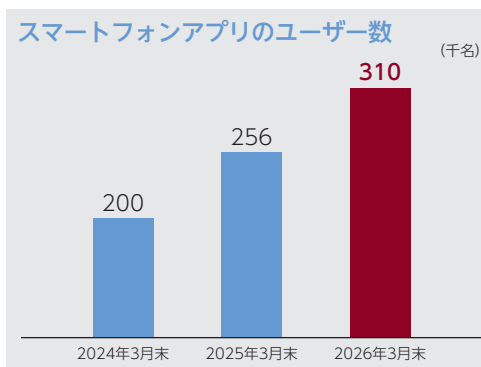
資産形成に向けては、「貯蓄から資産形成へ」の社会的要請のもと、投資信託や保険商品等、商品ラインナップの拡充を図っております。

また、信託機能を活用し、高齢化が進展する埼玉県で高まっている相続・資産承継ニーズにお応えしておりますほか、お客さまのライフイベントに対応する住宅ローン及び各種消費性ローンの利便性向上や、旺盛な賃貸住宅ニーズに対するアパート・マンションローンの提案力強化に取り組んでおります。

個人のお客さまのスマートフォンでの銀行取引ニーズにお応えする「武蔵野銀行アプリ」は、現在30万人を超えてお客さまにご利用いただいております。機能拡充に努めております。2025年度はライフプラン支援につながる情報を配信する「むさしのLife」、外貨預金の口座開設及び取引機能、住所・電話番号変更などの届出機能を追加し、利便性の一層の向上を図っております。



資産運用に関する大規模セミナー



(地域活性化の取組み)

当行は、地域活性化の取組みを最重要課題の一つと認識し、地域のさまざまな課題解決と新たな価値創造に取り組んでおり、2026年3月現在で、埼玉県および17市町と包括協定を締結し、産業振興などに取り組んでおります。

シティプロモーション施策として、嵐山町と連携した「ラベンダー園」の応援プロジェクトを実施し、ラベンダーを活用した商品開発やラベンダー園の持続可能な運営をサポートいたしました。

また、産学官の連携による地域活性化に取り組む「ぶざん地域活性コンソーシアム」を主催し、さまざまな課題解決と新たなビジネス創出に向け、情報交換やノウハウ共有に取り組んでおります。

このほか、新たな地域農業モデルの創出に向け「むさしのアグリイノベーションプロジェクト」および「見沼田んぼ“小麦”6次産業創造プロジェクト」を、当行が主体となり取り組んでおります。



嵐山町へのラベンダー苗の寄贈

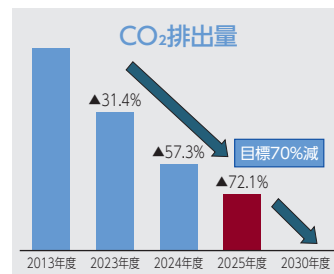
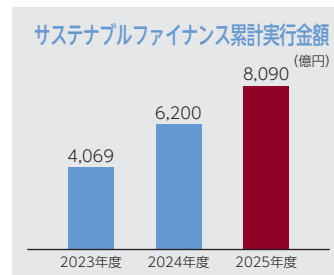
(サステナビリティの取組み)

当行は地域の「脱炭素化」実現に資するサステナブルファイナンスの実行金額について、2021年度から2030年度までの10年間で累計1兆円を目標としております。

2025年9月より、お客さまのサステナビリティ経営をサポートする融資商品として、社会へのプラスの影響（ポジティブインパクト）の最大化及びマイナスの影響（ネガティブインパクト）の軽減を目指す目標を設定する「むさしのポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取扱いを開始いたしました。

また、当行グループ全体のCO₂排出量につきましては、EV車の導入や、店舗のLED化、再生可能エネルギーの活用等を進めてまいりました結果、2013年度比70%削減することを実現しております。現在は2030年度までのカーボンニュートラルの実現を目指しております。

(当行のサステナビリティに関する取組みや社会貢献活動については、当行ホームページをご覧ください。)



（人的資本の最大化に向けた取組み）

当行では、人材こそが持続的な価値創出の源泉であるとの認識のもと、人的資本経営を重要な経営課題と位置付け、その実践に取り組んでおります。

処遇・職場環境の面では、賃金水準の継続的な改善に加え、従業員一人ひとりが自身のキャリアを描きつつ、安心して長期にわたり活躍できる人事制度・環境の整備を進めることで、優秀な人材の確保・定着及び従業員エンゲージメントの向上を図ってまいりました。

人材育成については、従業員一人ひとりの成長を支える重要な人的資本への取組みと位置付け、成長段階や役割に応じた育成機会の充実や、自律的な学びを後押しする環境整備を進め、一人当たりの人材投資額は着実に増加しております。

今後も、人的資本への取組みを着実に拡充し、個々の能力発揮を組織全体の力へとつなげることで、将来にわたる持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

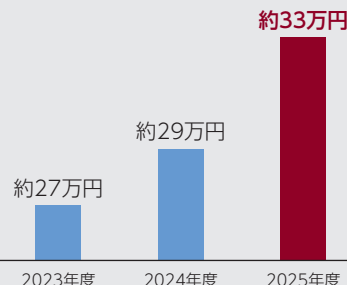
DE&Iの推進においては、多様な人材がそれぞれの能力や経験を発揮し、活躍できる組織づくりに取り組んでおります。

なかでも女性の活躍推進については、将来の経営や組織運営を担う人材層の裾野を広げる観点から重要なテーマと捉え、女性リーダーの育成やメンタリングの充実、育児・介護と仕事の両立を支える環境整備を進めてまいりました。

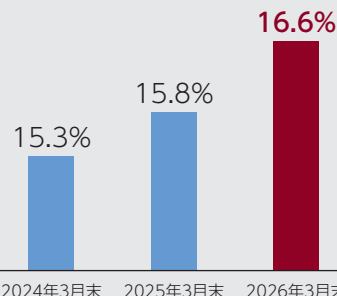
その結果、女性管理職比率は中計期間を通じて一定の進展が見られ、女性リーダー層の裾野拡大が進んでいることに加え、部長・拠点長といった上位職層における女性登用も着実に進展しております。これにより、次世代の経営人材層の厚みが増し、中長期的な企業価値向上に向けた基盤が一層強化されています。

これらの取組みを通じて、多様なキャリア形成を支援する基盤が着実に整いつつあり、組織全体の多様性と活力の向上につながっております。

一人当たり人材投資額



女性管理職比率



女性部長・拠点長

(名)

	2024/3	2025/3	2026/4
部長	1	2	2
拠点長	6	6	9
合計	7	8	11
比率	6.7%	7.7%	10.6%

健康経営の推進においては、ライン・セルフケア研修、女性産業医相談の定着、特定保健指導や再受診勧奨を強化し、疾病などによる長期休業の未然防止と本部の早期関与により従業員の心と体の健康維持に努めた結果、「健康経営優良法人認定制度」において6年連続で「健康経営優良法人」に認定されました。

（デジタルトランスフォーメーション（DX）の取組み）

行内の生産性向上に向けAIの業務活用に取り組んでおり、2025年6月には当行独自の対話型生成AIツールを導入し、文章の作成・要約に加え、行内情報に基づく各種照会機能や預り資産・融資等の提案力向上に資するロールプレイング機能を実装しました。

また、行内コミュニケーション基盤として活用中のマイクロソフト365を業務用スマートフォン上に搭載し、各種機能を用いることでコミュニケーションの一層の円滑化などにつなげています。



デジタル機器を活用した連携

（アライアンス戦略）

当行は、千葉銀行との包括提携「千葉・武蔵野アライアンス」、全国各地の金融機関による広域連携「TSUBASAアライアンス」を活用し、様々な施策を展開しております。

千葉・武蔵野アライアンスでは、浜松町および池袋の共同拠点をはじめとした都内エリアにおける中小企業向けビジネスを強化しておりますほか、ストラクチャードファイナンス分野でのノウハウ高度化等に向けた協業を行っております。また、スマートフォンアプリの共同開発、相続関連業務やキャッシュレスビジネスでの連携にも引き続き取り組んでおります。

TSUBASAアライアンスにおいても、マネーロンダリングへの取組みの高度化のほか、海外分野での連携や脱炭素の取組みなど、幅広い領域で連携し施策を実施しました。

引続き、アライアンスを最大限に活用し、地域のお客さまに新たな価値を提供できるよう努めてまいります。

【当期の業績】

(預金等)

譲渡性預金を含めた預金等残高は前期末比1,113億円増加し、5兆2,049億円となりました。また、預り資産残高は前期末比1,212億円増加し、8,432億円となりました。

(貸出金)

貸出金残高は前期末比1,949億円増加し、4兆3,213億円となりました。

(有価証券)

有価証券残高は前期末比896億円減少し、9,642億円となりました。

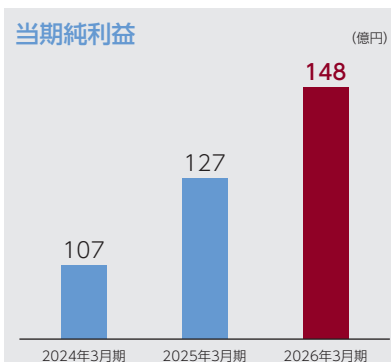
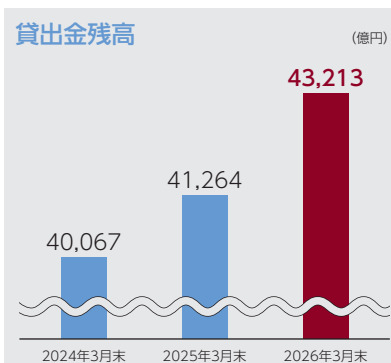
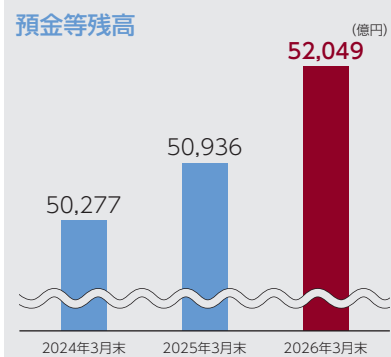
(損益状況)

経常収益は、資金運用収益が貸出金利息や有価証券利息配当金を主因に増加したことなどから、前期比208億54百万円増加し923億95百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用が預金利息を主因に増加したことなどから、前期比163億42百万円増加し707億84百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比45億12百万円増加し216億10百万円、当期純利益は同20億84百万円増加し148億54百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益は前期比47億5百万円増加し228億6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同22億65百万円増加し154億12百万円となりました。



○対処すべき課題

地域経済においては、人口減少や高齢化の進展に加え、デジタル技術の飛躍的進化や脱炭素に向けた社会的要請の高まりなど、これまでの社会・産業構造を大きく変革させる流れが加速しております。

当行グループは、こうした変革の流れを踏まえ、ステークホルダーの皆さまと当行グループにとって重要性の高い5つの社会課題（マテリアリティ）を定義しました。その解決に向け、財務および非財務の資本を強化・活用する取組として、中期経営計画「MCP 2/3」を策定いたしました。

（5つのマテリアリティ）

1. 地域社会の持続的発展
2. サステナブルな地域社会の実現
3. 地域の自然環境の持続的な保全と利用
4. 多彩な人材の活躍推進
5. レジリエントな企業統治と組織体制の構築

「MCP 2/3」は長期ビジョン実現に向けた第2フェーズであり、地域・お客さまの課題を解決する最良のパートナーとして確固たる存在感を確立する期間と位置付けており、本計画のもと、マザーマーケットである埼玉県の持続可能な未来に向け、お客さまの成長やウェルビーイングの実現を目指していくとともに、企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

【新中期経営計画「MCP 2/3」】

（「MCP 2/3」の概要と目標経営指標）

「MCP 2/3」では3つの基本戦略に取組みます。中期経営計画の最終年度に目指す経営指標は、「ROE（連結）」「親会社株主に帰属する当期純利益」「コア業務純益」「コアOHR（単体）」を設定しました。

中期経営計画 MCP 2/3（ツーサード）

計画期間	2026年4月～2030年3月（4年間）			
位置付け	地域・お客さまの課題を解決する最良のパートナーとして確固たる存在感を確立する期間			
戦略	未来を創るパートナーとしての地位の確立		価値創出の源泉となる基盤の確立	
	基本戦略Ⅰ 価値共創コンサルティングへの深化 - 法人分野 - 個人分野 - デジタル - グループ 基本戦略Ⅱ 埼玉の新たな価値創出への貢献 - 地域活性化 - サステナビリティ		基本戦略Ⅲ 未来を支える経営基盤の強化 - DX（業務効率化） - アライアンス - 人材、DE&I - ガバナンス	
目指す水準 （4年後）	ROE（連結） 10%以上	親会社株主に帰属する 当期純利益 300億円以上	コア業務純益 400億円以上	コアOHR（単体） 55%以下

（3つの基本戦略）

前中期経営計画「MCP 1/3」で築いた強固な基盤をもとに、当行グループのありたい姿をより明確にし、地域・お客さまの課題を解決する最良のパートナーとして確固たる存在感を確立するため、スピード感をもって戦略を実行します。

<基本戦略Ⅰ> 価値共創コンサルティングへの深化

未来に向けて共に価値を創り出していくパートナーとして、長期的な目線に立ち、満足度の高い最適かつ高度なソリューションを提供していきます。

<基本戦略Ⅱ> 埼玉の新たな価値創出への貢献

暮らし・文化・自然など、埼玉の持つ多彩な魅力を向上させていく中心的存在として、地域の事情に即した実効性ある支援を行います。

<基本戦略Ⅲ> 未来を支える経営基盤の強化

これまで築き上げてきた経営基盤を価値創出の源泉として更に強化し、未来を支えるレジリエントな経営基盤として確立していきます。

（資本政策）

充実した自己資本を活用し、「企業価値向上のための成長投資」「健全性の維持」「株主還元の充実」について、バランスの取れた資本運営を実施します。

〈資本水準の見直し〉

リーマンショック級のリスク事象への備えを含め、自己資本比率を10.5%程度を目途に適切にコントロールするものとします。

〈株主還元方針〉

累進的な配当を基本方針とし、配当性向は40%程度を目標とします。また、利益の伸長と必要な資本水準とのバランスを確認しつつ、機動的に自己株式取得を実施します。

○これからも地域の皆さまとともに

当行は埼玉県に根差した金融機関として、「地域共存」「顧客尊重」の経営理念のもと、新たな価値の共創と弛まぬ自己革新に努めてまいります。

お客さま、株主さま、地域社会など、全てのステークホルダーの皆さまの期待にお応えできるよう、グループ役職員一同専心努力し、これからも地域の皆さまと手を携えながら、持続的な発展を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引続き力強いご支援賜りますようお願い申し上げます。

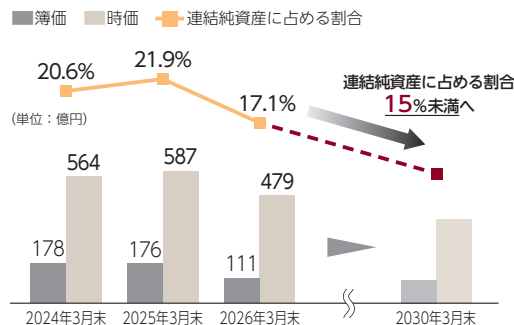
【ご参考】 政策保有株式の縮減について

中期経営計画「MCP 2/3」の最終年度（2030年3月末）までに、政策保有株式の連結純資産に対する時価保有残高の割合を15%未満に縮減する方針です。

なお、2026年3月期の政策保有株式は前期比で簿価65億円（時価108億円）縮減いたしました。

保有先との関係性維持・発展による当行グループの企業価値向上や地域経済の発展が見込まれるものを除き、引続き、十分な対話を重ねながら、縮減に取り組んでまいります。

政策保有株式の推移



(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預 金	4,880,863	4,978,220	5,068,848	5,180,319
定 期 性 預 金	1,361,558	1,293,239	1,260,562	1,376,791
そ の 他	3,519,305	3,684,981	3,808,285	3,803,527
社 債	—	—	—	—
貸 出 金	3,921,626	4,006,739	4,126,452	4,321,383
個 人 向 け	1,103,059	1,129,980	1,173,252	1,199,382
中 小 企 業 向 け	2,025,149	2,095,655	2,147,265	2,220,583
そ の 他	793,418	781,104	805,935	901,418
商 品 有 価 証 券	7	6	3	—
有 価 証 券	809,893	1,044,788	1,053,940	964,283
国 債	162,424	306,049	321,315	266,044
そ の 他	647,468	738,739	732,624	698,238
総 資 産	5,309,195	5,375,385	5,447,810	5,613,888
内 国 為 替 取 扱 高	12,812,064	13,570,591	14,158,856	14,969,916
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,651	百万ドル 1,402	百万ドル 1,126	百万ドル 762
経 常 利 益	14,388	15,165	17,097	21,610
当 期 純 利 益	10,351	10,747	12,769	14,854
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 103 09	円 銭 108 04	円 銭 128 67	円 銭 149 78
信 託 財 産	7,756	8,063	7,893	7,928
信 託 報 酬	63	25	14	13

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。当行は、「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当行株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、役員報酬BIP信託が保有する当行株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- なお、当行は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。このため、1株当たり当期純利益については、2022年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益	81,901	81,068	84,084	105,684
経 常 利 益	15,634	16,261	18,100	22,806
親会社株主に帰属する当期純利益	10,865	11,264	13,146	15,412
包 括 利 益	5,607	25,442	△2,354	17,957
純 資 産 額	252,917	274,138	267,974	280,497
総 資 産	5,327,096	5,404,015	5,474,957	5,648,679

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 従業員の状況

	当年度末
従業員数	1,944人
平均年齢	40年7か月
平均勤続年数	16年5か月
平均給与月額	476千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 従業員数には、臨時雇員は含みません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末
埼玉県	93か店（うち出張所 2）
東京都	6か店（ // ー）
茨城県	1か店（ // ー）
合 計	100か店（ // 2）

- (注) 1. 営業所（100か店）の内11か店について支店内支店化（ランチ・イン・ランチ方式）を行っており、店舗の拠点としては89か店となっております。
2. 上記のほか、駐在員事務所をシンガポールに設置しております。
3. 店舗外ATMについては、108か所設置しております。
4. さらに、千葉・武蔵野アライアンス事業の一環として、千葉県内の駅やアウトレットパーク、成田空港など21か所の千葉銀行のATMが当行ATMと同じ手数料体系で利用できるようになっております。

□ 当年度新設営業所
該当事項はありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社 千葉銀行	千葉銀行池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目24番1号 (ニッセイ池袋ビル11階)	普通銀行

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社 千葉銀行

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	2,924
---------	-------

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内容	金額
営業店窓口支援システム改革	607
対外接続中継システム更改	313
営業店ネットワーク機器更改	212
収益リスク管理システムサーバー更改	126

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
ぶざん総合リース 株 式 会 社	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地8	一般リース、延払取引、オートリース業務	120百万円	50.00%
ぶざん保証株式会社	さいたま市大宮区桜木町 四丁目265番地1	個人向け融資に係る信用保証業務	90	99.36
むさしのカード 株 式 会 社	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地8	クレジットカード（JCB・VISA）、 金銭の貸付、カード業務に係る信用 保証業務	40	62.27
ぶざんシステム 株 式 会 社	さいたま市大宮区北袋町 一丁目307番地	コンピュータシステムの開発・販 売・保守管理業務	20	45.00
株 式 会 社 ぶざん地域経済研 究 所	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地8	県内経済・産業の調査研究、経営・ 税務等の相談、各種セミナーの開 催	20	42.50
株 式 会 社 ぶざんキャピタル	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地8	ベンチャー企業等への投資、経営 相談	20	5.00
むさしのハーモニー 株 式 会 社	さいたま市大宮区北袋町 一丁目307番地	事務代行業務	10	100.00
むさしの 未来パートナーズ 株 式 会 社	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地8	地域商社業務 コンサルティング業務	100	100.00

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行の連結される子会社は8社であります。その他に持分法適用の関連法人等が1社あります。

重要な業務提携の概況

- ①地方銀行との提携により、現金自動設備（以下ATMという）の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ②地方銀行、都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
- ⑤全国に広がる提携金融機関の集金網を活用し、口座振替による代金回収サービス「埼玉ネットワークサービス（略称SNS）」を行っております。
- ⑥株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置したATMサービスを行っております。
- ⑦株式会社イオン銀行とのATM利用提携により、イオン等に設置されたATMをご利用できます。
- ⑧株式会社ビューカードとのATM利用提携により、首都圏を中心としたJRの駅に設置のATM「VIEW ALTTE（ビューアルッテ）」をご利用できます。
- ⑨株式会社千葉銀行との間で、業務及び資本の提携に関して包括提携契約書（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
- ⑩株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	ジェンダー (性別)	地位及び担当	重要な兼職
長 堀 和 正	男性	取締役頭取（代表取締役）	
白 井 利 幸	男性	取締役副頭取（代表取締役） [担当]リスク統括部、人事部	
宮 崎 貴 夫	男性	常務取締役 [担当] 融資部、市場国際部	
滝 沢 潔	男性	常務取締役（営業本部長委嘱） [担当]営業推進部、法人コンサルティング部、 個人コンサルティング部	
満 岡 隆 一	男性	取締役（社外役員）	
真 田 幸 光	男性	取締役（社外役員）	多摩信用金庫員外監事、嘉悦大学副学 長・教授、愛知淑徳大学名誉教授、カヤバ 株式会社社外取締役
小 林 彩 子	女性	取締役（社外役員）	弁護士、弁護士法人片岡総合法律事務所 パートナー、株式会社キッツ社外取締 役、慶應義塾大学法科大学院教授
黒 澤 進	男性	常勤監査役	
若 林 一 弘	男性	常勤監査役	
毛 塚 富 雄	男性	監査役（社外役員）	
吉 田 波也人	男性	監査役（社外役員）	公認会計士、吉田波也人公認会計士事 務所代表、日本曹達株式会社取締役監 査等委員（社外取締役）
中 野 晃	男性	監査役（社外役員）	一般財団法人さいたま住宅検査センター 監事、公立大学法人埼玉県立大学監事

- (注) 1. 取締役満岡隆一、真田幸光、小林彩子の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役毛塚富雄、吉田波也人、中野晃の3氏は社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役毛塚富雄氏は、企業経営の金融実務等を通じて豊富な経験を積んでおり、また、監査役吉田波也人氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役中野晃氏は、公務を通じて地域経済・行政に精通しているほか、一般財団法人及び公立大学法人の監事を務めており、幅広い知識と経験を有しております。

4. 2026年2月28日、健康上の理由により、取締役大友謙氏は辞任しました。退任時における地位は専務取締役（代表取締役、営業本部長委嘱）、担当は営業推進部、法人コンサルティング部、個人コンサルティング部であります。
5. 取締役小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。

(2) 執行役員の状況

当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	ジェンダー (性別)	地位及び担当
松 浦 利 隆	男性	常務執行役員 [担当]総合企画部、事務統括部、事務集中部
草 生 一 英	男性	常務執行役員 [担当]総務部、地域サポート部、デジタル推進部
飯 島 昇	男性	執行役員 東京支店長
小森谷 賢 一	男性	執行役員 本店営業部長
渡 辺 幸 紀	男性	執行役員 市場国際部長
武 内 敬 之	男性	執行役員 北浦和支店長
小 山 雅 弘	男性	執行役員 融資部長
金 子 真 之	男性	執行役員 営業推進部長
森 田 太 栄	男性	執行役員 事務統括部長
磯 中 克 哉	男性	執行役員 総合企画部長
北 森 順 子	女性	執行役員 人事部長
渡 部 嘉 夫	男性	執行役員 川口支店長

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、2021年6月25日の当行取締役会にて新たに業績連動賞与等の導入を決議したことにより、固定部分である基本報酬、変動部分である業績連動賞与、及び一部業績に連動する株式報酬（以下BIP信託（業績連動型株式報酬））等で構成しております。

また、社外取締役及び監査役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。

なお、基本報酬は役位毎の責任の重さに応じて支給します。

業績連動賞与等及びBIP信託（業績連動型株式報酬）に関する方針は、下記⑤「業績連動賞与及びBIP信託（業績連動型株式報酬）に関する事項」に記載のとおりです。

種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の水準を踏まえ、検討を行うこととしております。

また、決定方針は取締役会において決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2011年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額350百万円、監査役が年額60百万円であります。なお、取締役に対する業績連動賞与等の金額は年額350百万円に含まれます。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は5名です。

また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、2016年6月28日開催の第93回定時株主総会の決議によって定められたBIP信託（業績連動型株式報酬）制度の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬の限度額は、3事業年度を対象として合計300百万円であります。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容については、株主総会の決議で定められた報酬枠総額の範囲内で、取締役会において決定しております。役員報酬制度の内容の独立性、客観性、透明性を高めるため、その内容は委員の過半数を独立社外取締役とする経営諮問委員会において事前に審議し、その審議結果を取締役に答申しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動賞与	BIP信託 (業績連動型株式報酬)	
取 締 役	240	182	28	28	8
監 査 役	51	51	—	—	5
計	292	234	28	28	13

- (注) 1. BIP信託（業績連動型株式報酬）の額には、株式報酬に係る費用計上額28百万円が含まれております。
2. BIP信託（業績連動型株式報酬）として取締役に対して株式を交付しております。
3. 上表には、2026年2月28日に辞任した取締役1名を含んでおります。

⑤ 業績連動賞与及びBIP信託（業績連動型株式報酬）に関する事項

業績連動賞与は、毎事業年度の業績向上への貢献意識を高めることを目的に、BIP信託（業績連動型株式報酬）は、取締役の報酬と業績の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的に導入しております。

業績連動賞与は当期純利益等を業績指標とし、それらの達成率及び役位に基づき決定しております。

BIP信託（業績連動型株式報酬）は、役位に基づく非業績連動部分、業績目標（中期経営計画に定める年度毎の目標値）に基づいて決定される業績連動部分により構成しております。業績連動部分は中期経営計画に定める年度毎の当期純利益に対する達成率により決定しております。

なお、当事業年度における業績連動部分に係る指標の目標及び実績は以下のとおりです。

中期経営計画に掲げる最終年度の当期純利益目標 126億円
2025年度（中期経営計画最終年度）の当期純利益実績 148億円

(4) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
取締役 満岡 隆一	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
取締役 真田 幸光	
取締役 小林 彩子	
監査役 毛塚 富雄	
監査役 吉田波也人	
監査役 中野 晃	

(5) 補償契約

該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役 及び当行監査役	当行は、保険会社との間で全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。 当該保険契約は被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、その他法令違反行為や故意行為等に起因する損害等については、填補の対象としないこととしております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 真田 幸光	多摩信用金庫員外監事、嘉悦大学副学長・教授、愛知淑徳大学名誉教授、カヤバ株式会社社外取締役（当行と多摩信用金庫、嘉悦大学、愛知淑徳大学、カヤバ株式会社との間には特別な関係はありません。）
取締役 小林 彩子	弁護士、弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー、株式会社キッツ社外取締役、慶應義塾大学法科大学院教授（当行と弁護士小林彩子氏、弁護士法人片岡総合法律事務所、株式会社キッツ、慶應義塾大学との間には特別な関係はありません。）
監査役 吉田波也人	公認会計士、吉田波也人公認会計士事務所代表、日本曹達株式会社取締役監査等委員（社外取締役）（当行と公認会計士吉田波也人氏、吉田波也人公認会計士事務所、日本曹達株式会社との間には特別な関係はありません。）
監査役 中野 晃	一般財団法人さいたま住宅検査センター監事、公立大学法人埼玉県立大学監事（当行は一般財団法人さいたま住宅検査センター、公立大学法人埼玉県立大学と通常の銀行取引があります。）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役 満岡 隆一	6年 9か月	取締役会14回開催中 14回出席 経営諮問委員会3回開催中 3回出席	外資系メーカーのトップとして企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、効率的な業務運営に向けた提言や生産性の向上に資する意見表明を行い、監督機能を果たしました。取締役会では、専門的かつ幅広い知見を活かし、ガバナンス強化など経営全般に対して、積極的な助言を行いました。 経営諮問委員会では、指名・報酬に関する議案について審議し、同委員長として、議事運営と取締役会への報告を行いました。
取締役 真田 幸光	4年 9か月	取締役会14回開催中 14回出席 経営諮問委員会3回開催中 3回出席	海外留学経験や外資系銀行勤務等、豊富な業務経験に加え、国際金融を研究分野とする大学教授を務めている経験を通じて得た知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、効率的な業務運営に向けた提言や生産性向上に資する意見表明を行い、監督機能を果たしました。取締役会では、国際情勢や国内外の金融動向に関する幅広い情報を基に、ステークホルダーからの視点を踏まえ、当行経営全般について専門的かつ幅広い知見を活かし、積極的な助言を行いました。 また、経営諮問委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べております。
取締役 小林 彩子	4年 9か月	取締役会14回開催中 14回出席 経営諮問委員会3回開催中 3回出席	弁護士としての知見に加え、ファイナンス、企業法務、コンプライアンス等広範な専門知識を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、効率的な業務運営に向けた提言や生産性向上に資する意見表明を行い、監督機能を果たしました。取締役会では、専門的かつ幅広い知見を活かし、従業員も含めたステークホルダーからの視点を踏まえ、当行の経営全般について積極的な助言を行いました。 また、経営諮問委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べております。
監査役 毛塚 富雄	12年 9か月	取締役会14回開催中 14回出席 監査役会13回開催中 13回出席	企業経営者として豊富な経験や専門的な知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査・監督機能を果たしました。 また、監査役会において、企業経営者としての専門的見地から、当行の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 吉田波也人	3年 9か月	取締役会14回開催中 14回出席 監査役会13回開催中 13回出席	公認会計士としての企業会計、監査、内部統制の分野における豊富な知識と経験や、経営に対する高い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査・監督機能を果たしました。 また、監査役会において、公認会計士の見地から、当行の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 中野 晃	2年 9か月	取締役会14回開催中 14回出席 監査役会13回開催中 13回出席	地方行政経験者としての豊富な経験や専門的な知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査・監督機能を果たしました。 また、監査役会において、地方行政経験者としての実務的見地から、当行の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	BIP信託 (業績連動型株式報酬)	
取締役	24	24	—	—	3
監査役	19	19	—	—	3
計	43	43	—	—	6

(注) 社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 80,000千株

(注) 2026年4月1日を効力発生日とする株式分割 (分割比率1対3) を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を80,000千株から2億40,000千株に変更しております。

発行済株式の総数 33,405千株

(注) 1. 2026年4月1日を効力発生日とする株式分割 (分割比率1対3) を実施したことにより、発行済株式の総数は33,405千株から1億216千株に増加しております。
2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

14,616名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,824千株	11.56%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,102	6.35
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,004	3.03
株式会社千葉銀行	925	2.79
明治安田生命保険相互会社	735	2.22
住友生命保険相互会社	702	2.12
武蔵野銀行従業員持株会	658	1.99
前田硝子株式会社	606	1.83
J P モルガン証券株式会社	593	1.79
高橋 慧	562	1.70

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式 (345千株) を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
なお、自己株式には、役員報酬BIP信託口の所有する当行株式 (92千株) は含まれておりません。

(4) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	－株	－名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

(注) 当行の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2（2）⑤業績連動賞与及びBIP信託（業績連動型株式報酬）に関する事項」に記載しております。

(5) その他の株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当行は、機動的な資本政策の遂行による資本効率の向上を通じ、株主の皆さまへの利益還元を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を2026年3月16日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の取得を行うことを決議しております。なお、2026年3月17日から2026年3月31日までの期間に、当社普通株式80,000株を総額499,487千円で取得しております。

取得対象株式の種類 当行普通株式

取得する株式の総数 200万株(上限)(※)

株式の取得価額の総額 100億円(上限)

取得期間 2026年3月17日から2026年12月30日まで

取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を含む市場買付

なお、今回取得する自己株式は、2027年3月末までに消却する予定であります。

(※) 当行は、2026年4月1日を効力発生日とする株式分割(分割比率1対3)を行っており、効力発生日以降の取得株式数は、株式分割比率に応じ読み替えるものといたします。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 日下部 恵 美 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小松崎 謙	61百万円	一百万円

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等の額について、当行監査役会は、会計監査人の監査計画及び職務執行状況並びに報酬見積りの算出根拠等の適切性について必要な検証を行い、同意の判断をしております。
3. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計金額を記載しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は68百万円であります。
なお、非連結子会社における監査証明業務に基づく報酬は1百万円であります。
5. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の保証契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務執行を適切に執行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6 会社の支配に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

＜業務の適正を確保する体制＞

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり定めております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当行の倫理、行動の基本指針である「行動憲章」及び法令等遵守の基本的規則である「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令等遵守の徹底に努めております。
- ・頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当行全体のコンプライアンスの統括部署としてリスク統括部経営法務室を設置するとともに、各部店内にコンプライアンス体制を統括管理する「法令遵守担当者」を任命しております。
- ・法令違反行為その他のコンプライアンスに関する行内通報制度や、財務報告の適正性を確保するために財務報告に関する基本方針を定め、必要な内部管理体制を整備しております。
- ・反社会的勢力との関係を排除・遮断するための対策として、対応部署を総務部内に設置し、問題発生時には、直ちに取締役等の経営陣への報告に加え、警察等関連機関と連携する体制を整えております。
- ・監査役及び内部監査部署は、当行の法令遵守体制等の運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を要請できることとしております。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・リスク統括部を当行全体のリスク管理の統括部署とし、別途定めるそれぞれのリスク管理規程により、担当部署、管理運営方法等を定めるものとしております。
- ・経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、業務の継続性確保及び早期復旧に向けた対応を図ることとしております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役で構成する経営会議に、取締役会で定めた経営上重要な事項の執行についての審議を委任するとともに、業務執行は、取締役会の決議により選任された執行役員及びその他の責任者が、これを行っております。
- ・取締役会は、取締役の職務の執行を監督するとともに、取締役会及び各取締役は、執行役員及びその他の責任者の職務を監督する権限を有し、その責任を負うものとしております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び行内規則に基づき適切かつ確実に保存及び管理することとしております。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関連会社等管理規程ほか行内規程等に基づき、協議・報告事項を定めるほか、定期的に当行及びグループ会社の取締役が出席する「グループ情報連絡会」を開催し、グループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。
- ・法令違反行為などの通報制度として、グループ会社の取締役及び使用人から当行の担当部署へ通報できる公益通報制度を設け、その運用を行うとともに、当行の内部監査部署がグループ会社に対する監査を実施し、業務の適正化に努めております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役補助者を1名以上配置し、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。

② 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は当行の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役会に遅滞なく報告することとしております。また、監査役は必要に応じて当行グループの取締役及び使用人、会計監査人等に対して報告を求めることができる体制としております。また、当行グループにおける監査結果や内部通報の状況について、担当部署が監査役へ報告することとしております。

③ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 監査役へ報告を行った者が当該通報をしたこと自体による不利な取扱いの禁止を公益通報制度規程に明記しております。

④ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

- ・ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑤ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会、経営会議、その他重要な会議に監査役が出席し、意見を述べる体制として、いるほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見の交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。また、内部監査部署、会計監査人とも定期的かつ必要に応じて意見交換・情報交換を実施し、監査の実効性を高めております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンスを実践する具体的な計画として、コンプライアンス・プログラムを取締役会で審議・決定し、全役職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会にて進捗状況等をモニタリング(2回)しております。また、コンプライアンス委員会の下部組織である本部法令遵守担当者会議を毎月開催しております。

当行は、2023年6月に、仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、行政処分を受けましたが、適切な業務運営態勢の構築と健全な組織文化の醸成に向け、業務改善計画を策定し、取組みを進めた結果、2025年10月に業務改善計画の進捗状況に係る報告は終了いたしました。

業務改善計画の進捗状況に係る報告は終了しましたが、引続き、お客さま本位の業務運営を徹底してまいります。

(2) リスク管理体制

与信ポートフォリオ管理委員会（7回）、ALM委員会（14回）、オペレーショナル・リスク管理委員会（5回）を開催し、その内容を経営へ報告したほか、BCP訓練を2回実施いたしました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を14回開催したほか、取締役会の権限委譲による決定機関である経営会議（ALM、リスク管理に関する経営会議を含む）を58回開催しました。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の業務実績について取締役会に報告（7回）したほか、グループ情報連絡会を開催（2回）し、経営課題の把握と対応方針について協議しました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役の職務を補助する専任の担当者を1名配置するとともに、内部監査部署は当行グループの監査結果等を内部監査報告会を開催（12回）し、監査役へ報告しました。また、常勤及び社外監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議、その他重要な会議及びグループ情報連絡会等に出席し、意見を述べる体制としたほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見交換を行いました。

8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

該当事項はありません。

第103期末 貸借対照表 (2026年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	217,165
現金	44,445
預け金	172,719
買入金銭債権	776
金銭の信託	1,497
有価証券	964,283
国債	266,044
地方債	190,963
社債	186,397
株式	76,070
その他の証券	244,806
貸出金	4,321,383
割引手形	3,520
手形貸付	23,131
証書貸付	3,938,494
当座貸越	356,236
外国為替	4,962
外国他店預け	4,846
買入外国為替	8
取立外国為替	107
その他資産	40,665
前払費用	157
未収収益	6,601
金融派生商品	26,203
金融商品等差入担保金	6
その他の資産	7,697
有形固定資産	50,991
建物	23,795
土地	24,667
リース資産	236
その他の有形固定資産	2,291
無形固定資産	5,503
ソフトウェア	5,341
その他の無形固定資産	162
前払年金費用	12,362
繰延税金資産	2,698
支払承諾見返	4,677
貸倒引当金	△13,077
資産の部合計	5,613,888

科目	金額
(負債の部)	
預金	5,180,319
当座預金	204,693
普通預金	3,509,702
貯蓄預金	42,303
通知預金	823
定期預金	1,376,783
定期積金	8
その他の預金	46,004
譲渡性預金	24,670
コールマネー	40,129
債券貸借取引受入担保金	43,804
外国為替	277
売渡外国為替	106
未払外国為替	171
信託勘定借	7,928
その他負債	43,839
未払法人税等	3,944
未払費用	4,522
前受収益	2,874
給付補填備金	39
金融派生商品	3,600
金融商品等受入担保金	24,110
リース債務	260
資産除去債務	820
その他の負債	3,666
賞与引当金	1,279
役員賞与引当金	29
退職給付引当金	2,212
睡眠預金払戻損失引当金	96
偶発損失引当金	350
株式報酬引当金	116
再評価に係る繰延税金負債	4,352
支払承諾	4,677
負債の部合計	5,354,085
(純資産の部)	
資本金	45,743
資本剰余金	38,351
資本準備金	38,351
その他資本剰余金	0
利益剰余金	169,978
利益準備金	10,087
その他利益剰余金	159,890
不動産圧縮積立金	339
別途積立金	136,560
繰越利益剰余金	22,991
自己株式	△1,419
株主資本合計	252,653
その他有価証券評価差額金	△16,952
繰延ヘッジ損益	15,932
土地再評価差額金	8,161
評価・換算差額等合計	7,141
新株予約権	8
純資産の部合計	259,803
負債及び純資産の部合計	5,613,888

第103期 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		92,395
資金運用収益	66,083	
貸出金利息	49,970	
有価証券利息配当金	15,390	
コールローン利息	2	
預け金利息	0	
その他の受入利息	720	
信託報酬	13	
役務取引等収益	15,955	
受入為替手数料	1,863	
その他の役務収益	14,091	
その他業務収益	1,047	
国債等債券売却益	502	
金融派生商品収益	545	
その他経常収益	9,294	
償却債権取立益	1,155	
株式等売却益	7,605	
その他の経常収益	533	
経常費用		70,784
資金調達費用	13,650	
預金利息	10,278	
譲渡性預金利息	76	
コールマネー利息	2,004	
債券貸借取引支払利息	831	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	331	
その他の支払利息	129	
役務取引等費用	4,662	
支払為替手数料	291	
その他の役務費用	4,370	
その他業務費用	10,288	
外国為替売買損	2,424	
商品有価証券売買損	1	
国債等債券売却損	7,302	
国債等債券償還損	559	
営業経費	36,443	
その他経常費用	5,740	
貸倒引当金繰入額	4,760	
株式等売却損	462	
金銭の信託運用損	0	
その他の経常費用	515	
経常利益		21,610

(単位：百万円)

科目	金額
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	7
固定資産処分損	7
税引前当期純利益	21,603
法人税、住民税及び事業税	6,022
法人税等調整額	726
法人税等合計	6,749
当期純利益	14,854

第103期末 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	217,459	預金	5,177,040
買入金銭債権	776	譲渡性預金	14,670
金銭の信託	1,497	コールマネー及び売渡手形	40,129
有価証券	965,640	債券貸借取引受入担保金	43,804
貸出金	4,308,858	借用金	14,005
外国為替	4,962	外国為替	277
リース債権及びリース投資資産	21,462	信託勘定借	7,928
その他資産	58,979	その他負債	56,487
有形固定資産	52,249	賞与引当金	1,329
建物	24,144	役員賞与引当金	47
土地	25,364	退職給付に係る負債	1,894
リース資産	1	役員退職慰労引当金	27
その他の有形固定資産	2,739	利息返還損失引当金	17
無形固定資産	5,535	睡眠預金払戻損失引当金	96
ソフトウェア	5,358	ポイント引当金	117
その他の無形固定資産	176	偶発損失引当金	350
退職給付に係る資産	21,111	株式報酬引当金	116
繰延税金資産	723	繰延税金負債	810
支払承諾見返	4,677	再評価に係る繰延税金負債	4,352
貸倒引当金	△15,254	支払承諾	4,677
資産の部合計	5,648,679	負債の部合計	5,368,181
		(純資産の部)	
		資本金	45,743
		資本剰余金	38,350
		利益剰余金	183,144
		自己株式	△1,419
		株主資本合計	265,819
		その他有価証券評価差額金	△15,751
		繰延ヘッジ損益	15,932
		土地再評価差額金	8,161
		退職給付に係る調整累計額	6,270
		その他の包括利益累計額合計	14,612
		新株予約権	8
		非支配株主持分	57
		純資産の部合計	280,497
		負債及び純資産の部合計	5,648,679

第103期 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		105,684
資金運用収益	65,343	
貸出金利息	49,940	
有価証券利息配当金	14,674	
コールローン利息及び買入手形利息	2	
預け金利息	0	
その他の受入利息	726	
信託報酬	13	
役務取引等収益	16,598	
その他業務収益	2,290	
その他経常収益	21,438	
償却債権取立益	1,155	
その他の経常収益	20,282	
経常費用		82,878
資金調達費用	13,735	
預金利息	10,271	
譲渡性預金利息	51	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,004	
債券貸借取引支払利息	831	
借入金利息	116	
その他の支払利息	460	
役務取引等費用	4,388	
その他業務費用	10,288	
営業経費	38,096	
その他経常費用	16,369	
貸倒引当金繰入額	4,601	
その他の経常費用	11,768	
経常利益		22,806
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		7
固定資産処分損	7	
税金等調整前当期純利益		22,798
法人税、住民税及び事業税	6,576	
法人税等調整額	799	
法人税等合計		7,376
当期純利益		15,422
非支配株主に帰属する当期純利益		10
親会社株主に帰属する当期純利益		15,412

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社武蔵野銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松崎 謙

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社武蔵野銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下部 恵美
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松崎 謙

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社武蔵野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び各営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役等から報告を受け、また、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、業務改善計画の進捗状況にかかる関東財務局宛ての報告は終了いたしました。今後ともその再発防止の取組について、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月8日

株式会社武蔵野銀行 監査役会

常勤監査役	黒澤	進	印
常勤監査役	若林	一弘	印
社外監査役	毛塚	富雄	印
社外監査役	吉田	波也人	印
社外監査役	中野	晃	印

以 上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈× 毛 欄〉

Blank lined area for writing, consisting of 18 horizontal dashed lines.

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 武蔵野銀行本店4階大会議室

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
(武蔵野銀行 代表) 電話 (048)641-6111

※下記ご案内図をご参照いただきご来場ください。

交通 JR 大宮駅西口より徒歩約7分

※駐車場・駐輪場のご用意ができませんので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。



【お体の不自由な株主さま、または障がいのある株主さまへ】

ご要望に応じて、車いすのサポート、受付の筆談サポート、座席やお手洗いへの誘導をお手伝いさせていただきますので、会場スタッフへお気軽にお申し付けください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

